

単品スライド条項の運用の拡充について

平成 20 年 10 月 30 日

東広島市建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の適用については、平成 20 年 9 月 4 日から全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の 2 品目を対象としてその運用を図ってきたところですが、この度、地域や工事の内容によっては、これらの 2 品目の他にも、原材料費の高騰等に起因して工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることを踏まえて国土交通省及び広島県が単品スライド条項の運用を拡充したことを受け、東広島市発注工事においても平成 20 年 10 月 30 から当分の間、次のとおりこれまでの運用を拡充することとしましたのでお知らせします。

1. 単品スライドの適用対象資材の拡大

原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとします。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとします。

（参考）従前の考え方との比較

事 項	従前（H20.9.4 通知）	今回通知
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類と燃料油の 2 品目	左記の品目に加え工事の請負代金額に大きな影響を及ぼすもので、発注者・受注者間の個別協議により決定
単品スライド変更額算定ルール	工事の請負代金額に対して 1% 以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の 1% を超える額を発注者が負担	同左

2. 運用基準等について

請負代金額の変更の考え方等についての運用基準は、平成 20 年 9 月 4 日に通知した従前の例によりま

す。